

第2節 高齢社会対策の動き

1 主な法律の制定・改正

平成16年度に推進された高齢社会対策について、主な法律の制定・改正の動きを挙げれば、次のとおりである。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の成立（79、81、82、83ページ参照）

少子高齢化の急速な進展等を踏まえ、少なくとも65歳までは働き続けることができるようにするため、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による65歳までの雇用の確保、中高年齢者の再就職の促進等を内容とする「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年法律第103号）が16年6月に成立した。

労働安全衛生法等の一部を改正する法律案の国会提出（84ページ参照）

短時間労働者が大幅に増加する一方で、子育て世代も含めて著しい長時間労働者も増加し、いわゆる労働時間分布の「長短二極化」が進展していることや、過重労働による健康障害が深刻化していることなどの労働時間をめぐる課題を踏まえ、「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」（平成4年法律第90号）について、計画的な労働時間の短縮を図る法律から、個々の労働者の健康や生活に配慮した労働時間、休日及び休暇の設定を図る法律へと見直すための改正を含む「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案」を第162回国会に提出した。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律の成立（86、107ページ参照）

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進する等の観点から、育児休業・介護休業の対象労働者の拡大、育児休業期間の延長や介護休業の取得回数制限の緩和等を内容とする「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第160号）が16年12月に成立した。

国民年金法等の一部を改正する法律の成立（88、91ページ参照）

少子高齢化の急速な進行が予測される中で、将来にわたって持続可能な安心できる制度を確立するため、

- ・将来の保険料上昇をできる限り抑制しながら、保険料負担の上限を固定
 - ・基礎年金の国庫負担割合を引上げ
 - ・積立金を活用
 - ・負担の範囲内で給付水準（年金額の伸び）を調整（際限のない給与の低下は防止）
- などを内容とする「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第104号）が16年6月に成立した。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の成立（90ページ参照）

少子高齢化の一層の進展等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築し、国家公務員共済年金制度に対する信頼の確保を

図るため、年金額の水準を自動的に調整する制度を導入するほか、多様な生き方及び働き方に対応し、組合員がその能力を發揮できる社会の実現に資するため、組合員に対する退職共済年金の支給停止制度の見直し、育児をする組合員に対する配慮措置の拡充、標準報酬の月額等を分割する制度の創設等女性と年金に関する制度の見直し等を講ずるとともに、地方公務員共済年金制度との長期給付の財政単位の一元化を図るための所要の措置等を講ずること等を内容とする「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第130号)が16年6月に成立した。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の成立(90ページ参照)

少子高齢化の一層の進展等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築し、地方公務員共済年金制度の長期的安定を図り、併せて多様な生き方及び働き方に対応し、組合員がその能力を發揮できる社会の実現に資するため、年金額の水準を自動的に調整する制度の導入、組合員に対する退職共済年金の支給停止制度の見直し、育児をする組合員に対する配慮措置の拡充、離婚等をした場合の掛金の標準となった給料等の特例制度の創設等の措置を講ずるとともに、国家公務員共済年金制度との長期給付の財政単位の一元化及び全国市町村職員共済組合連合会を構成する共済組合の長期給付事業の一元的処理を図るための所要の措置等を講ずること等を内容とする「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第132号)が16年6月に成立した。

介護保険法等の一部を改正する法律案の国

会提出(98、99、100、133ページ参照)

高齢化の一層の進展等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な介護保険制度を構築するため、予防給付の給付内容の見直し、食費及び居住費に係る保険給付の見直し等保険給付の効率化及び重点化、地域密着型サービスの創設等新たなサービス類型の創設、介護支援専門員の資格並びに事業者及び施設の指定等に係る更新制の導入等サービスの質の確保及び向上、障害年金及び遺族年金を特別徴収の対象とする等負担の在り方及び制度運営の見直し等を内容とする「介護保険法等の一部を改正する法律案」を第162回国会に提出した。

児童手当法の一部を改正する法律の成立(107ページ参照)

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、子育てを行う家庭の、経済的負担の軽減等を図る観点から、児童手当の支給対象年齢を引き上げることを内容とする「児童手当法の一部を改正する法律」(平成16年法律第108号)が16年6月に成立した。

児童福祉法の一部を改正する法律の成立(107ページ参照)

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、児童虐待等の問題に適切に対応できるよう、児童相談に関する体制の充実等を図るとともに、慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付を創設する等の措置を講ずる「児童福祉法の一部を改正する法律」(平成16年法律第153号)が16年11月に成立した。

2 高齢社会対策の総合的な推進のための政策研究

前節3「高齢社会対策大綱」(7)「大綱のフォローアップ」で示したとおり、大綱で設定された「横断的に取り組む課題」については、関連施策の総合的な推進を図る観点から、政策の指標づくりや政策体系の構築など、掘り下げた政策研究を実施している。

ここでは、平成15～16年度に実施した(1)「年齢・加齢に対する考え方に関する意識調査」、(2)「多様なライフスタイルを可能にする高齢期の自立支援」に関する政策研究のフォローアップ、(3)「高齢者の社会参加の促進に関するアンケート調査」について、その結果の概要を紹介する。

(1)「年齢・加齢に対する考え方に関する意識調査」

ア 調査の目的

「年齢だけで高齢者を別扱いする制度・慣行等の見直し」に関しては、雇用における年齢制限など高齢者の社会参加を妨げているもの、また逆に、高齢者を一律に優遇する制度等の必要性について、また、「世代間の連帯強化」に関しては、社会保障制度における負担と給付等について、国民の意識を把握し、掘り下げた研究を行うことを目的として、平成15年度に「年齢・加齢に対する考え方に関する意識調査」を実施した。

イ 調査結果

(ア) 高齢者のイメージ

高齢者に対するイメージとしては、「心身がおとろえ、健康面での不安が大きい」が72.3%と最も多く、次いで、「経験や知恵が豊かである」43.5%、「収入が少なく、経済的な不安が大きい」

33.0%、「時間にしばられず、好きなことに取り組める」29.9%と、健康面・経済面で否定的に、知識や考え方の面や日常生活面で肯定的にとらえている傾向が見られた。

一方で、「ボランティアや地域の活動で、社会に貢献している」7.7%など、社会貢献面から高齢者をイメージする傾向はあまり見られなかった(図2-2-1)。

(イ) 高齢者に対する扱い

今後の高齢者の扱いについては、年齢が高くなるにつれて、現状維持を志向する者が増加し、これに伴い「わからない」の割合が減少する傾向が見られた。また、いずれの世代でも「高齢者をもっと優遇すべき」の割合は「若い世代、現役世代をもっと重視すべき」の割合を上回った(図2-2-2)。

(ウ) 社会保障制度における負担と給付の考え方

「給付水準を維持すべき」が全体の57.8%を占め、「給付水準を引き下げてもやむを得ない」の19.3%を大きく上回った。

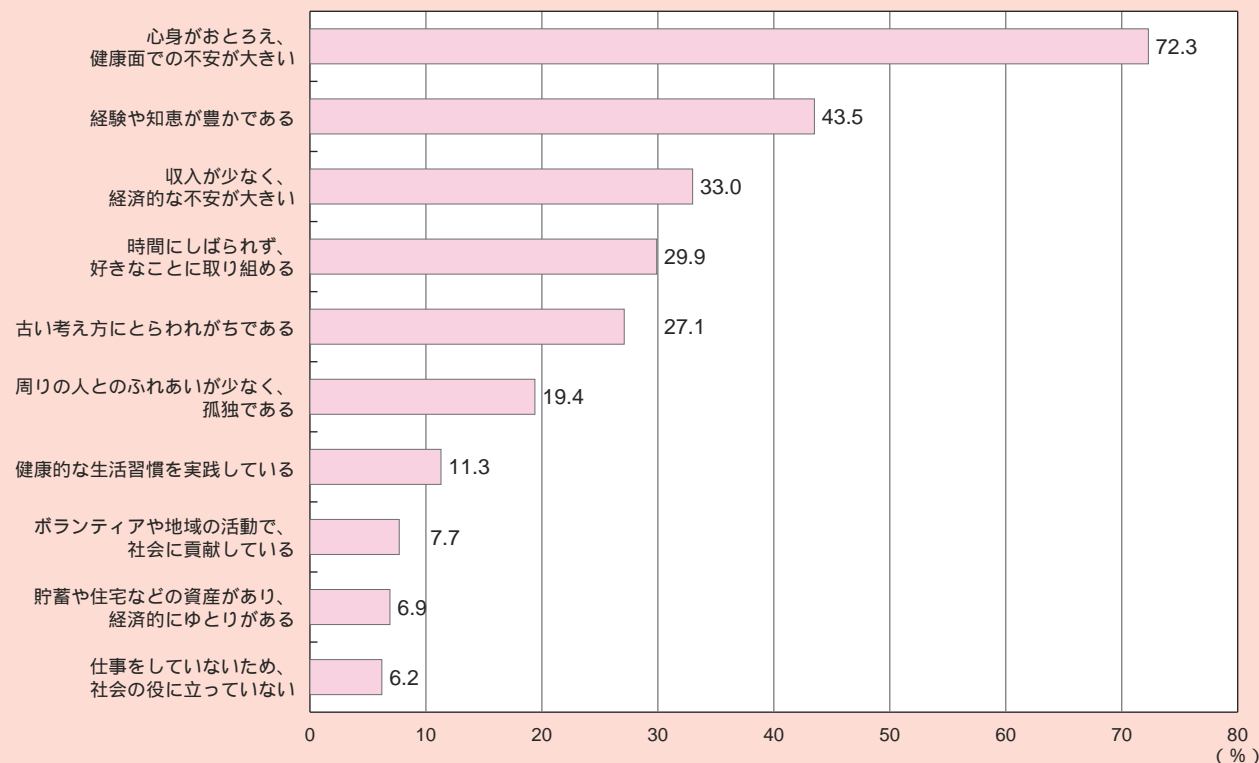
給付水準を維持するための負担の在り方については、「消費税等の増税によるすべての世代の負担」が最も高く、「現役世代・若い世代の保険料負担」、「高齢者世代の保険料負担」、「医療・介護などのサービスを利用する人たちの負担」を大きく上回った(図2-2-3)。

(エ)「高齢社会対策大綱」に対する期待

「高齢社会対策大綱」に基づく政府の取組で特に期待するものをみると、「公平で安定的な公的年金制度を確立する」の割合が54.3%と最も高く、次いで、「高齢者が働ける機会を確保する」(38.8%)、「子育てのしやすい環境をつくる」(28.0%)が高くなっている。

図2-2-1 高齢者のイメージ

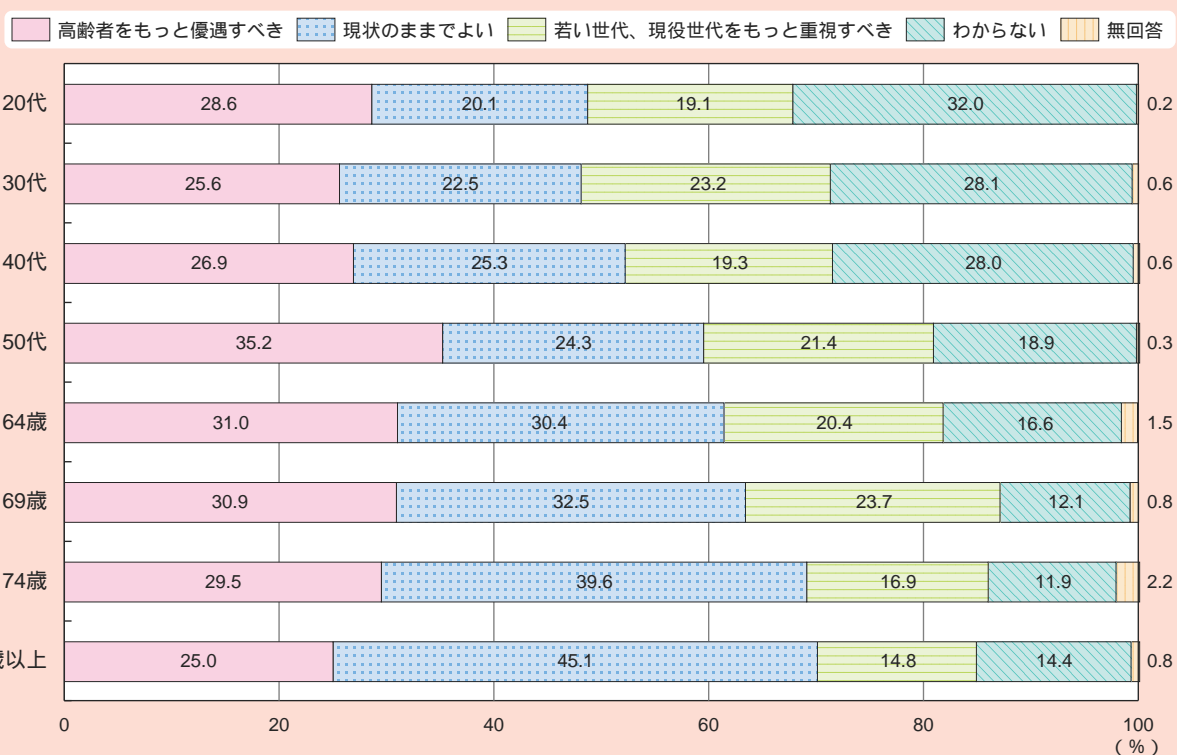
あなたは、「高齢者」「お年寄り」というと、どのようなイメージを持っていますか。
以下の文章の中から特に当てはまると思うものを3つまでお答えください。



資料：内閣府「年齢・加齢に対する考え方に関する意識調査」(平成16年)

図2-2-2 高齢者に対する扱い

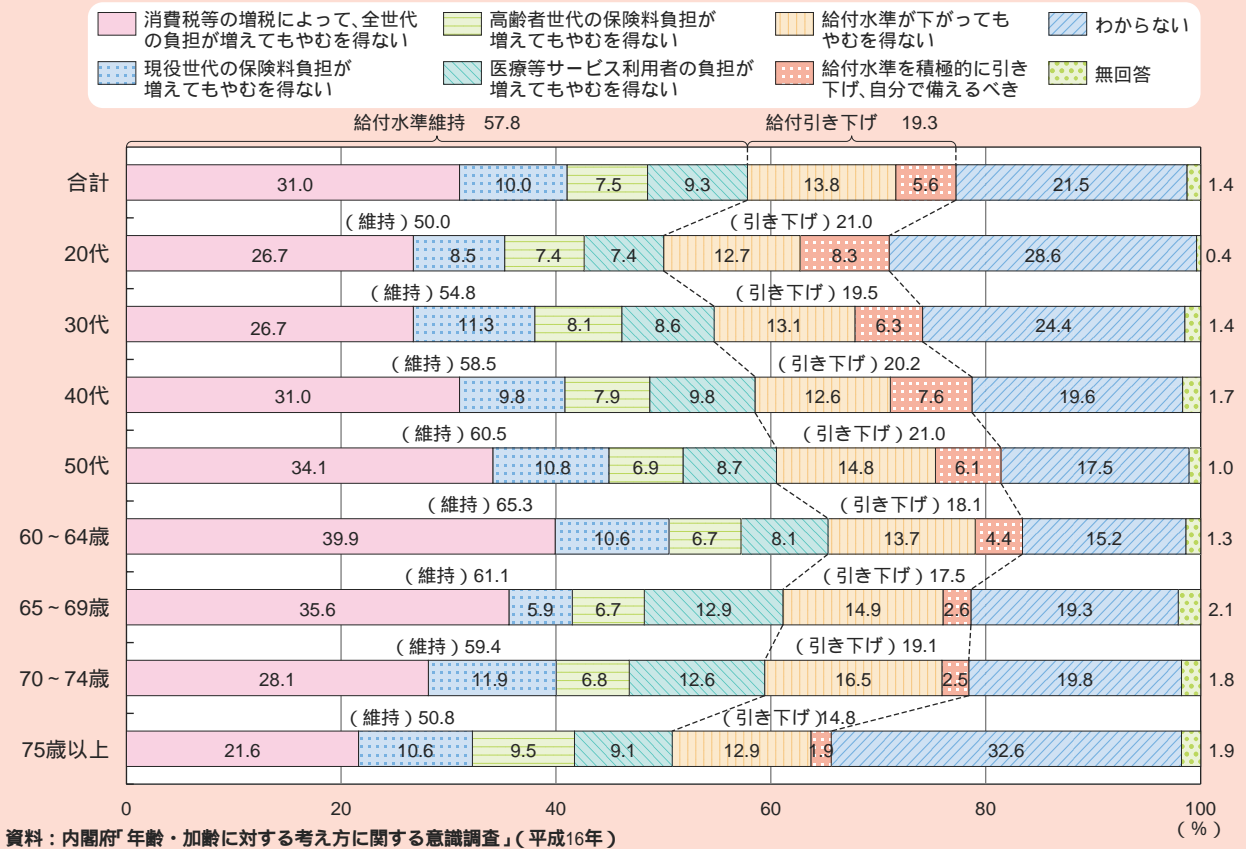
今後、高齢者に対する扱いをどのようにしていくべきだと考えますか(はひとつ)。



資料：内閣府「年齢・加齢に対する考え方に関する意識調査」(平成16年)

図 2 - 2 - 3 社会保障制度における負担と給付の考え方

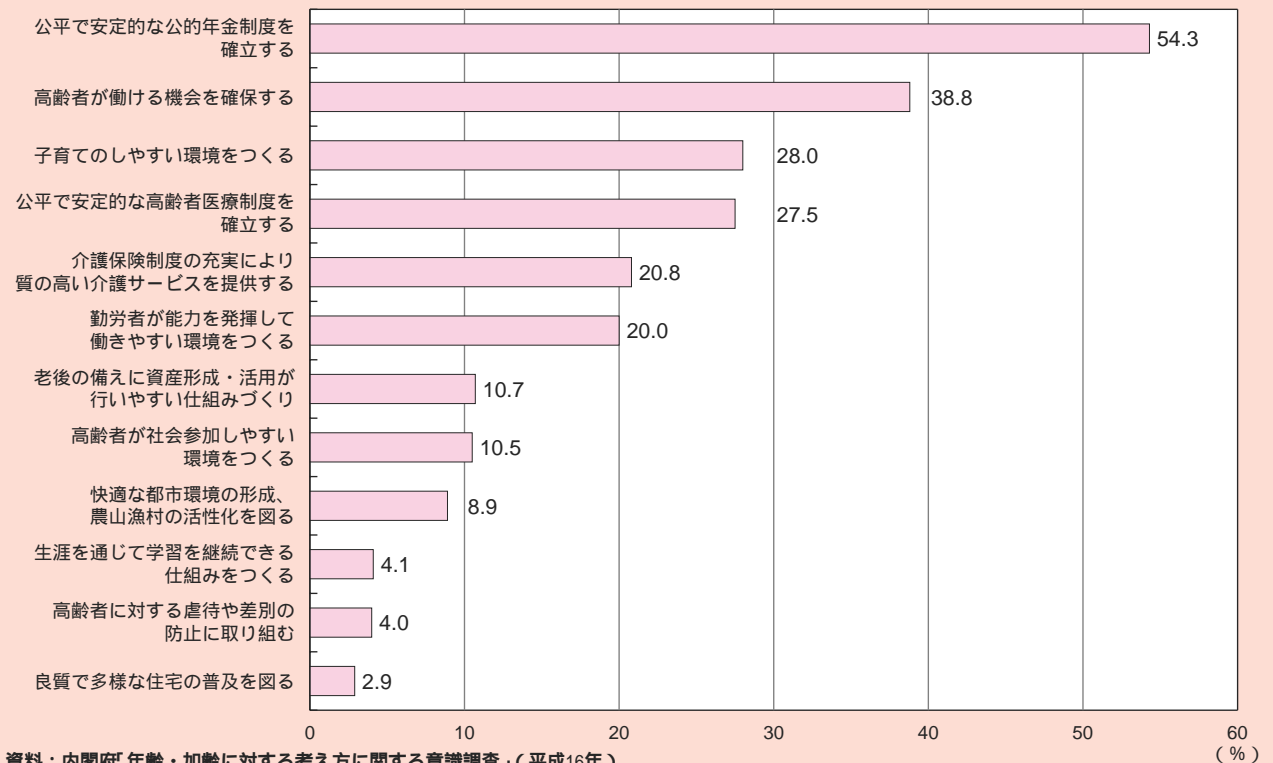
年金・医療・介護などの社会保障制度を現在のまま維持しようとする、今後何らかの負担の増加や給付の調整が必要になるといわれています。あなたはどの考え方に近いですか（はひとつ）



資料：内閣府「年齢・加齢に対する考え方に関する意識調査」（平成16年）

図 2 - 2 - 4 「高齢社会対策大綱」に対する期待

政府では現在、少子・高齢化に対応して「高齢社会対策大綱」を定め、次のような取組を実施しています。これらの取組の中で、あなたが特に期待するもの3つにをつけてください。



資料：内閣府「年齢・加齢に対する考え方に関する意識調査」（平成16年）

また、これらを分野別にみると、公的年金や就業の確保等の就業・所得分野における取組に特に期待が集まっている（図2-2-4）

（2）「多様なライフスタイルを可能にする高齢期の自立支援」に関する政策研究のフォローアップ

ア 指標に係るフォローアップについて

平成14年度政策研究では、横断的に取り組む課題の一つである「多様なライフスタイルを可能にする高齢期の自立支援」をテーマに、今後増加が見込まれる「活動的な高齢者」、「一人暮らし高齢者」、「要介護等の高齢者」の3つの類型ごとに、高齢社会対策に係る個別政策のアウト

カム評価に資するための目標や指標を設定した。

目標・指標の設定から2年経過したことから、平成16年度政策研究において、これらの指標の最新の動向について把握及び分析を行った。

イ 指標値の動向

今回、更新できた指標値は、「活動的な高齢者」の指標で5指標、「一人暮らし高齢者」の指標で1指標、「要介護等の高齢者」の指標で7指標である。

「一人暮らし高齢者」に関する指標は、主に「一人暮らし高齢者に関する意識調査」（平成14年、内閣府）の結果に基づき設定しており、同指標で更新されたのは1指標となっている。

表2-2-5 「活動的な高齢者」に関する政策目標及び指標

1) 「活動的な高齢者」に関する概況

概況	実績	出典等
健康上の問題で日常生活に影響のない高齢者の割合	577.6	国民生活基礎調査（平成13年、厚生労働省）より算出 65歳以上日常生活に影響のない者 / 65歳以上世帯人員総数（男女計）（人口千対）

2) 「活動的な高齢者」に関する政策目標及び指標一覧

政策目標	指標	指標値	出典等
1 希望に応じた就業機会の確保	1-1 就業希望のある無業の高齢者の割合（-）	11.6% 12.0%	就業構造基本調査（平成14年、総務省） 60～74歳（男女計）
	1-2 少なくとも65歳まで働ける場を確保する企業の割合（+）	68.3% 71.8%	雇用管理調査報告（平成15年、厚生労働省）より算出
2 老後に向けた財産面の備えの促進	2-1 老後の資金を準備している割合（+）	70.3%	生活保障に関する調査（平成13年、生命保険文化センター） 60～69歳（男女計）
	3 健康維持のための主体的取り組みの促進	3-1 健康維持のための取り組みの平均実行項目数（+）	4.13
3-2 健康診断や人間ドックを受診している者の割合（+）		男：66.0% 女：64.8%	国民生活基礎調査（平成13年、厚生労働省） 65～74歳
4 学習活動の促進	4-1 学習・研究活動を行っている者の割合（+）	22.4%	社会生活基本調査（平成13年、総務省） 65～69歳（男女計）
5 ITの活用	5-1 インターネット利用者の割合（+）	9.9% 15.0%	通信利用動向調査（平成15年、総務省） 65歳以上（男女計）
	6 社会参加・交流の促進	6-1 ボランティア活動の行動者率（+）	31.4%
6-2 まちづくりに参加している高齢者の割合（+）		31.4%	高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査（平成13年、内閣府） 65～74歳（男女計）
6-3 家族の中で果たす役割のない高齢者の割合（-）		21.0%	高齢者の生活と意識に関する国際比較調査（平成13年、内閣府） 65～74歳（男女計）
7 生活の安全の確保	7-1 高齢者の人口10万人当たり交通事故死者数（-）	13.3 12.8	平成14年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締状況について（平成15年、警察庁）より算出 65歳以上（人口10万対）
	7-2 高齢者の人口10万人当たり犯罪被害認知件数（-）	1,220.7 1,316.0	平成13年の犯罪（平成14年、警察庁）より算出 65～69歳（男女計）（人口10万対）

（注1）（+）は増加する方が望ましい指標、（-）は減少する方が望ましい指標を示す

（注2）この表は、平成16年に行った「高齢社会対策の総合的な推進のための政策研究」においてその当時のデータを基に作成したものである

資料：内閣府

(ア)「活動的な高齢者」の指標

「活動的な高齢者」の指標のうち新たな数字に更新できたのは、「指標1-1 就業希望のある無業の高齢者の割合」、「指標1-2 少なくとも65歳まで働ける場を確保する企業の割合」、「指標5-1 インターネット利用者の割合」、「指標7-1 高齢者の人口10万人当たり交通事故死亡者数」、「指標7-2 高齢者の人口10万人当たり犯罪被害認知件数」の5つである(表2-2-5)

(イ)「一人暮らし高齢者」の指標

「一人暮らし高齢者」の指標のうち新たな数字に更新できたのは、「指標6-1 一人暮らし高

齢者が自宅で被害にあった刑法犯罪被害認知件数(人口10万人当たり)」1つである(表2-2-6)

(ウ)「要介護等の高齢者」の指標

「要介護等の高齢者」の指標のうち新たな数字に更新できたのは、「指標1-1 脳血管疾患の入院受療率」、「指標1-2 骨折の入院受療率」、「指標2-1 要介護1・2の介護保険サービス受給者における居宅介護サービス受給者の割合」、「指標2-2 高齢者人口10万人当たり在宅医療利用件数」、「指標2-3 介護施設定員数に占める個室利用者の割合」、「指標5-2 交通バリアフリー

表2-2-6 「一人暮らし高齢者」に関する政策目標及び指標

1) 「一人暮らし高齢者」に関する概況

概況	実績	出典等
一人暮らし高齢者数(割合)	男: 74.2万人(8.0%) 女: 229万人(17.9%)	国勢調査(平成12年 総務省)、日本の世帯数の将来推計(平成10年10月 国立社会保障・人口問題研究所)、日本の将来推計人口(平成14年1月 国立社会保障・人口問題研究所)

2) 「一人暮らし高齢者」に関する政策目標及び指標一覧

政策目標	指標	指標値	出典等
1 所得の低い者の経済生活水準の改善	1-1 一人暮らし高齢者の年間所得(120万円未満の者の割合)(-)	男: 21.5% 女: 37.6%	厚生労働科学研究(政策科学推進研究)「医療負担のあり方が医療需要と健康・福祉の水準に及ぼす影響に関する研究」(平成14年)における国民生活基礎調査再集計結果 男女別一人当たり所得(二人以上世帯と比較)
	1-2 経済的な暮らし向きに不安を感じる者の割合(-)	男: 22.9% 女: 20.5%	一人暮らし高齢者に関する意識調査(平成14年、内閣府) “家計にゆとりなく、多少心配である”と“家計が苦しく、非常に心配である”の割合の合計
2 健康の増進	2-1 健康上の問題で日常生活に影響のある一人暮らし高齢者の割合(-)	男: 23.8% 女: 23.5%	厚生労働科学研究(政策科学推進研究)「医療負担のあり方が医療需要と健康・福祉の水準に及ぼす影響に関する研究」(平成14年)における国民生活基礎調査再集計結果 65歳以上単身世帯(男女計)
	2-2 自分の健康状態を良くないと感じる者の割合(-)	29.3%	一人暮らし高齢者に関する意識調査(平成14年、内閣府) “良くない”、“あまり良くない”の割合の合計
3 日常生活の支援の充実	3-1 近所づきあいのない者の割合(-)	男: 15.4% 女: 6.9%	一人暮らし高齢者に関する意識調査(平成14年、内閣府)
	3-2 心配ごとの相談相手がいない者の割合(-)	男: 15.6% 女: 5.7%	一人暮らし高齢者に関する意識調査(平成14年、内閣府)
4 社会参加の促進	4-1 グループ活動に参加していない者の割合(-)	54.7%	一人暮らし高齢者に関する意識調査(平成14年、内閣府)
5 住宅の質の向上	5-1 最低居住水準以上で設備等の条件を満たす賃貸住宅に住む割合(+)	47.6%	住宅・土地統計調査報告(平成10年、総務省)
6 生活の安全の確保	6-1 一人暮らし高齢者が自宅で被害にあった刑法犯罪被害認知件数(人口10万人当たり)(-)	290.1 359.6	平成13年の犯罪(平成14年、警察庁)より算出 65歳以上単身世帯(男女計)(世帯10万対)
7 一人暮らしの不安の解消	7-1 日常生活での心配ごとのある者の割合(-)	41.2%	一人暮らし高齢者に関する意識調査(平成14年、内閣府) “心配がある”、“多少心配がある”の割合の合計

(注1) (+)は増加する方が望ましい指標、(-)は減少する方が望ましい指標を示す

(注2) この表は、平成16年に行った「高齢社会対策の総合的な推進のための政策研究」においてその当時のデータを基に作成したものである

資料: 内閣府

表2-2-7 「要介護等の高齢者」に関する政策目標及び指標

1) 「要介護等の高齢者」に関する概況

概況	実績	出典等
【在宅】 健康上の問題で日常生活に影響のある高齢者の割合	235.0	国民生活基礎調査（平成13年、厚生労働省） 65歳以上（男女計）（人口千対）
【施設】 介護保険3施設に入所している高齢者の割合	27.6	介護サービス施設・事業所調査（平成13年、厚生労働省）より算出（人口千対）
高齢者（1号被保険者）に占める要介護認定者の割合	124.2 154.6	介護保険事業状況報告（平成16年6月報、厚生労働省）（1号被保険者千対）

2) 「要介護等の高齢者」に関する政策目標及び指標一覧

政策目標	指標	指標値	出典等
1 要介護の発生予防	1-1 脳血管疾患の入院受療率（-）	854 823	患者調査（平成14年、厚生労働省） 65歳以上入院受療率（人口10万対）
	1-2 骨折の入院受療率（-）	232 237	患者調査（平成14年、厚生労働省） 65歳以上入院受療率（人口10万対）
2 医療・介護サービスの充実	2-1 要介護1・2の介護保険サービス受給者における居宅介護サービス受給者の割合（+）	85.6% 88.5%	介護給付費実態調査（月報）（平成16年6月審査分 厚生労働省）より算出 要介護1・2の居宅サービス受給者/要介護1・2の介護保険サービス受給者総数 2号被保険者は除く
	2-2 高齢者人口10万人当たり在宅医療利用件数（+）	26.8 32.8	社会医療診療行為別調査（平成14年、厚生労働省）より算出 在宅医療実施件数（老人医療分）/国勢調査65歳以上人口（人口10万対）
	2-3 介護施設定員数に占める個室利用者の割合（+）	10.0% 10.3%	介護サービス施設・事業所調査（平成14年、厚生労働省）より算出
3 家族介護者の健康保持	3-1 同居している介護者の中で自らの健康状態を良くないと感じる者の割合（-）	男：20.7% 女：19.9%	国民生活基礎調査（平成13年、厚生労働省） 健康状態が「良くない」「あまり良くない」の割合
4 社会参加の促進	4-1 健康上の問題で日常生活への影響のある者のうち外出頻度が少ない者の割合（-）	31.2%	高齢者の健康に関する意識調査（平成14年、内閣府） 外出頻度が「週に1回以下」の割合
5 生活環境のバリアフリー化の促進	5-1 手すりの設置、広い廊下幅の確保、段差の解消等がなされた住宅ストックの割合（+）	2.7%	住宅需要実態調査（平成10年度、建設省）
	5-2 交通バリアフリー法の移動円滑化基準（段差の解消）に適合する主要旅客施設の割合（+）	33% 39%	国土交通省資料（平成14年度末） 1日当り平均利用者が5千人以上の旅客施設のうち段差解消がなされたものの割合
	5-3 ハートビル法の利用円滑化基準に適合する特別特定建築物の割合（+）	68%	国土交通省資料（平成11年度）
6 要介護等高齢者の権利の擁護	6-1 高齢者に対する成年後見の認容件数（+）	4,627件 8,428件	成年後見関係事件の概況（平成14年度、最高裁判所）

（注1）（+）は増加する方が望ましい指標、（-）は減少する方が望ましい指標を示す

（注2）この表は、平成16年に行った「高齢社会対策の総合的な推進のための政策研究」においてその当時のデータを基に作成したものである

資料：内閣府

法の移動円滑化基準（段差の解消）に適合する主要旅客施設の割合」、「指標6-1 高齢者に対する成年後見の認容件数」の7つである（表2-2-7）。

（3）「高齢者の社会参加の促進に関するアンケート調査」

ア 目的

第1章でみたように、少子・高齢化に伴い、今後、労働力人口は減少に転じ、また、労働力

の高齢化も一層進展する。また、今後、昭和22～25（1947～50）年生まれの人口規模の大きな世代（いわゆる団塊の世代）が平成19（2007）年から60歳に到達しはじめ、やがては高齢期を迎えていくこととなる（図1-1-4）。

このような中で、今後、我が国の活力を維持・増進していく上で、高齢者自身が高齢社会の担い手の一員として、その能力や経験をいかしつつ一層活躍できるような社会を実現していくことが不可欠であり、そのためには、

- ・ 高齢者を始めとする各労働者が、年齢に関わりなく、様々な形態での就労を通じて一層能力を発揮し、また、それにふさわしい公正な処遇を受けることができるようにすること
- ・ 高齢者が、ボランティア活動等を通じ、社会の活力の一層の維持・増進に参画し、他の世代との相互理解、連帯を深めていくことができるようにすること

が課題となるものと考えられる。

このような認識の下に、平成16年度の政策研究においては、

- ・ 雇用の分野に関し、高齢者を始めとする人材の活用に係る今後の方向等に関する調査（企業調査）
- ・ ボランティア活動の分野に関し、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）が高齢者の活動の場として機能する上での課題、実際に活動している高齢者の状況等に関する調査（NPO（法人及び参加者）調査）

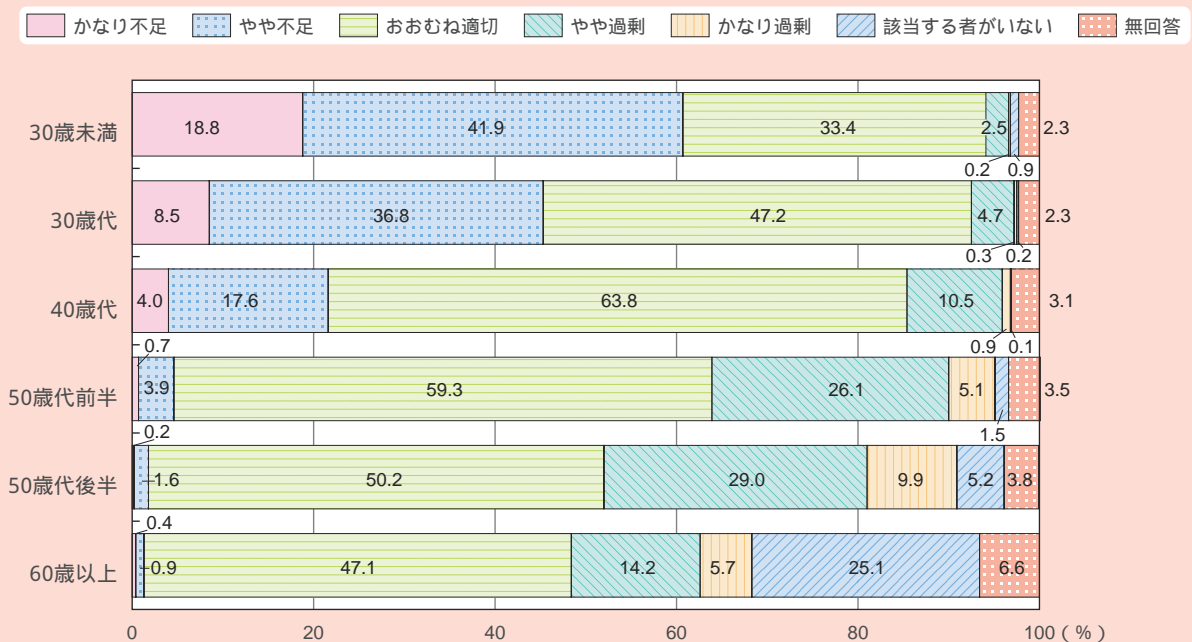
をそれぞれ平成17年1～2月に実施した。

イ 企業調査の調査結果

（ア）企業における各年齢層の過不足感

年齢階層別に人材の過不足感をみると、「かなり不足」、「やや不足」を合わせた『不足』は「30歳未満」で60.7%と最も割合が高く、次いで「30歳代」で45.3%、「40歳代」で21.6%と年齢階層が高くなるほど『不足』とする企業の割合が低くなっている。逆に「やや過剰」、「かなり過剰」を合わせた『過剰』は「50歳代前半」で31.2%、「50歳代後半」は38.9%と50歳代で高くなっている。一方、「おおむね適切」とするものは、「30歳未満」を除き、各年齢階層を通じ最も高い割合を占めている（図2-2-8）。

図2-2-8 人材の過不足感



資料：内閣府「高齢者の社会参加の促進に関するアンケート調査（企業調査）」

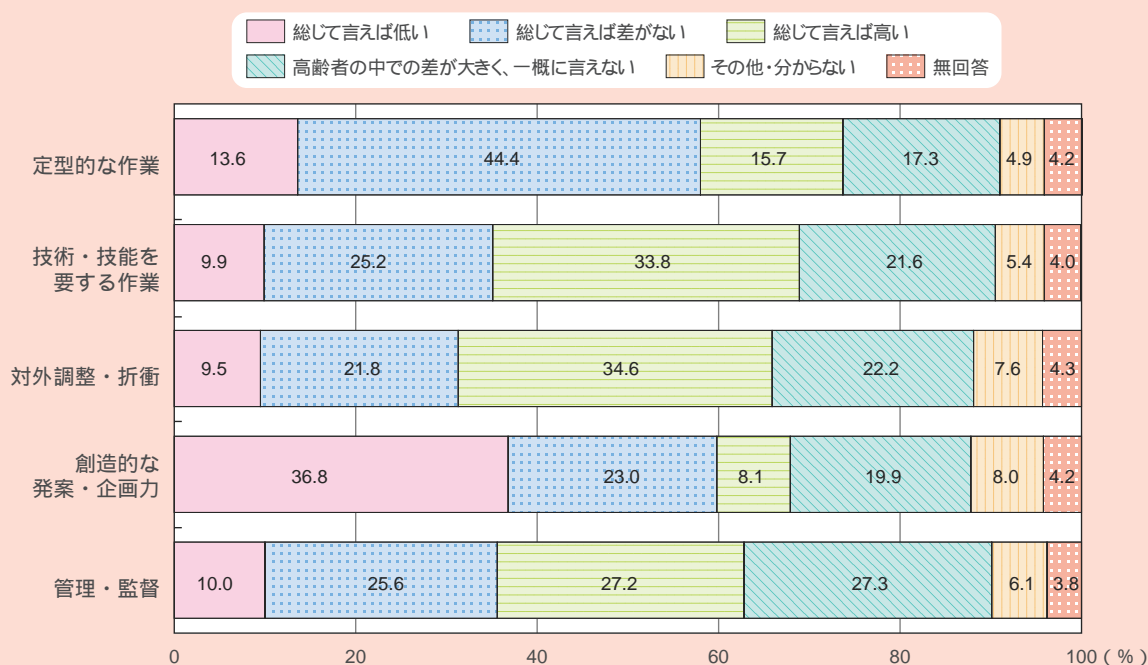
(イ) 高齢者の能力についての評価

作業、職務における高齢者の能力についての評価をみると、(高齢者の方がその他の労働者よりも)「総じて言えば高い」能力としては、「対外調整・折衝」(34.6%)や、「技術・技能を要する作業」(33.8%)を挙げる企業が多い。一方、「総じて言えば低い」能力としては「創造的な発案・企画力」(36.8%)を挙げるものが多い(図2-2-9)。

(ウ) 労働力減少社会における人材確保

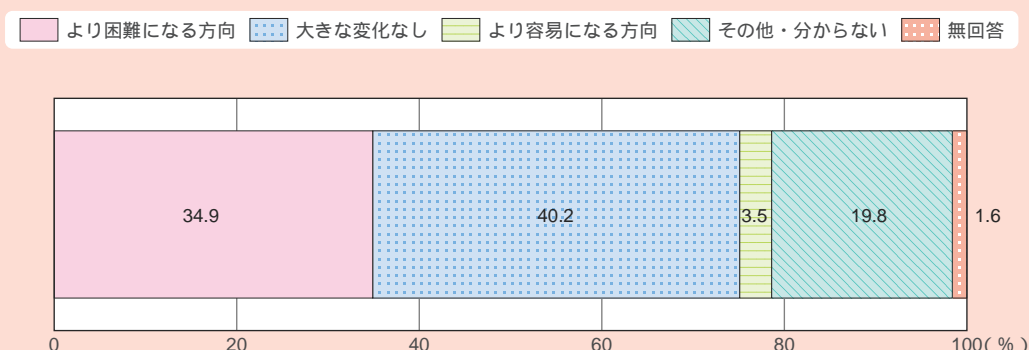
今後の労働力減少社会の下での中期的な人材確保の方向等について、厚生年金の定額部分の支給開始年齢が65歳となる2013年ごろを念頭に回答をするよう求めたところ、「大きな変化なし」とする企業が40.2%と最も割合が高いが、「より困難になる方向」とするものも34.9%あった(図2-2-10)。

図2-2-9 高齢者の能力評価



資料：内閣府「高齢者の社会参加の促進に関するアンケート調査（企業調査）」

図2-2-10 労働力減少社会への対応（人材確保上の困難度）



資料：内閣府「高齢者の社会参加の促進に関するアンケート調査（企業調査）」